

職業安定分科会雇用保険部会(第128回)

平成30年12月21日

参考資料

参考資料

大法人に係る電子申請の義務化について

○規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)(抄)(下線太字は雇用保険課にて追記)

5. 投資等分野

(1)規制改革の観点と重点事項

I C Tの一層の活用や事業者等の要望への幅広い対応の観点から、**①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化**、②官民データ活用、③IT時代の遠隔診療④IT時代の遠隔教育、⑤日影規制の見直し、⑥電波周波数の調整・共用、⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し、⑧その他について、重点的に取り組む。

(2)個別実施事項

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	府省名
3	社会保険関連手続の見直し ①(オンライン申請利用率の大幅な改善)	<p>a 従業員の社会保険・労働保険に係る諸手続における事業者の負担軽減のため、デジタルファースト原則に基づき、一定規模以上の事業所が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化を始め、オンライン申請の利用率(平成27年度9.6%)の大幅な向上に向けて、平成32年度までに電子化を徹底するための工程表を策定し、実施する。</p> <p>b 社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、企業への直接訪問やHP等を通じた周知広報を促進し、全ての年金事務所・ハローワーク等の申請窓口にリーフレットを設置するとともに、利用促進用の申請端末の重点的な設置や事業主向け説明会における電子申請のデモンストレーションを最大限実施し、窓口の職員から電子申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用勧奨を行う。</p> <p>c 社会保険・労働保険関連機関における業務フローを可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定する。</p>	<p>a:平成29年上期に工程表を策定</p> <p>b:平成29年以降継続的に措置</p> <p>c:平成29年度検討・結論</p>	厚生労働省

「行政手続コスト」削減のための基本計画

2 削減方法(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

社会保険等の手続の行政コスト削減にあたっては、「行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト)」「同じ情報は一度だけ(ワンスオンリー)」「書式・様式の統一(ワンストップ)」の三原則に沿って見直しを行う。

具体的には、社会保険等の手続について、3年間(一部5年間)で以下の対策を実施することにより、社会保険等の手続全体として手続コストを20%削減する。

ア. 手続のオンライン化の推進

① 電子申請の義務化

現在、例えば厚生年金保険の届出において、紙媒体、CD・DVD及び電子申請のいずれかを選択できる仕組みとなっていることが、電子申請推進の阻害要因となっている。

このため、**大法人の事業所(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社に係る適用事業所をいう。以下同じ。)**については、**原則、紙媒体及びCD・DVDによらず電子申請を義務化する。**社会保険労務士又は社会保険労務士法人が、大法人の事業所に代わって手続を行う場合も同様とする。

実施にあたっては、速やかに切り替えられる事業所から順次切り替えを行い、**平成32年4月1日以後に開始する当該大法人の事業所の事業年度又は年度から、電子申請により行うものとする。**また、上記の義務化の要件に該当しない事業所についても、あわせて電子申請への移行を促すこととする。

(略)

各手続の削減方法については以下のとおり。

IV 雇用保険に関する手続

【阻害要因】「e-Govの初期設定が難しそうである」、その他利便性の向上のための対応

工 電子申請の義務化

雇用保険に関する手続のうち、届出件数の多い雇用保険被保険者資格取得届等の5手続に関しては、大法人の事業所について、電子申請を義務化する。当該手続を、社会保険労務士又は社会保険労務士法人が一定規模以上の事業所の代わって行う場合も同様とする。

教育訓練給付の見直しについて

一般教育訓練給付の拡充について

【対象講座】

- 現行の一般教育訓練給付の対象となる教育訓練のうち、特にキャリアアップ効果が高いものとして、厚生労働大臣が指定するもの。
(具体的には、第11回人材開発分科会 (H30.10.18) で提示された対象講座 A ~ D を想定。)

【給付割合】

- 講座費用の4割(上限20万円)とする。

【訓練効果のキャリアアップへの結びつきの強化と対象訓練の質の保証】

- 訓練効果のキャリアアップへの結びつきの強化と対象訓練の質の保証の観点から、
 - ① 専門実践教育訓練給付の取扱いも踏まえ、在職者も含めて訓練前キャリア・コンサルティングの受講を必須とするとともに、
 - ② 訓練受講の効果等についての報告を、支給申請時等に求めることとする。

【その他】

- その他の支給要件期間などは現行の一般教育訓練給付と同様とする。

専門実践教育訓練給付の見直しについて

【10年間の支給上限額】

- 法令上最短4年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講する者について、10年間の支給上限額168万円（56万円×3）※に4年目受講相当分として上限56万円を上乗せする。
ただし、在職者であって、かつ、比較的高い賃金を受ける者（例えば、基本手当日額の算出の際、50%の給付割合が適用される程度の賃金を受ける者などを想定）は、この限りではないものとする。
 - また、専門実践教育訓練の複数回受講の場合については、通常の3年以下の専門実践教育訓練を複数回受講する者とのバランスを考慮し、上記上乗せは行わないこととする。
- ※ 初回の専門実践教育訓練の受講日から10年間に受けることができる給付の上限額。

【訓練効果のキャリアアップへの結びつきの強化と対象訓練の質の保証】

- 訓練効果のキャリアアップへの結びつきの強化と対象訓練の質の保証の観点から、
 - ① 在職者についても訓練前キャリア・コンサルティングの受講を必須とするとともに、
 - ② 訓練受講の効果等についての報告を、専門実践教育訓練給付の支給申請時等に求めることとする。

【その他】

- その他、4年課程受講時の専門実践教育訓練給付、教育訓練支援給付の取扱いは、現行と同様とする。